

表6 在宅サービスの支給限度額・自己負担額

介護度	訪問通所サービス		短期入所サービス
	支給限度額 (月額・円)	自己負担額 (月額・円)	利用限度日数 (6カ月)
要支援	61,500	6,150	7日
要介護1	165,800	16,580	14日
要介護2	194,800	19,480	14日
要介護3	267,500	26,750	21日
要介護4	306,000	30,600	21日
要介護5	358,300	35,830	42日

※支給限度額を超えた分は、全額が自己負担となります。

※自己負担額はサービスを支給限度額まで、利用した場合の額です。

表7 施設サービスの平均利用額と平均自己負担額

施設名	平均利用額 (月額・円)	平均自己負担額 (月額・円)	
		介護費用の1割 (食費)	介護費用の1割 (食費)
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	325,000	50,000 (介護費用の1割 食費)	27,000 23,000
介護老人保健施設	354,000	53,000 (介護費用の1割 食費)	30,000 23,000
介護療養型医療施設 (療養型病床群)	431,000	60,000 (介護費用の1割 食費)	37,000 23,000

※平均利用額は食費を含みます。

受給者で世帯全員が市民税非課税または生活保護受給者の場合は1日300円、世帯全員が市民税非課税の場合は、1日500円、それ以外の場合は1日780円)。しかし、利用者の自己負担には、所得に応じた上限額(老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税または生活保護受給者の場合は月額1万5千円、世帯全員が市民税非課税の場合は月額2万4千600円、それ以外の方は月額3万7千200円)が設定されており、1カ月の利用者負担がその上限を超えた場合には、その超えた額が『高額介護サービス費』として、介護保険から給付

されます(申請が必要です)。また、在宅サービスは、訪問通所サービスと短期入所サービスに区分されています。訪問通所サービスには支給限度額が、短期入所サービスには6カ月の利用限度日数が、それぞれ設けられていて、支給限度額を超えた分は、全額が自己負担となります【表6】。なお、施設サービスの場合は、施設が利用者の要介護度に応じた必要なサービスを提供するため、限度額は設定されていません(施設入所者の1カ月の平均利用額と平均利用者負担額は、

【表7】
何よりも
健康を大切にしよう

秋も深まったある小春日の朝。真っ青な空が広がり、昨夜の激しい雨がまるで嘘のよう。鶴代さんは、ガーデニングに精を出しています。これまで、亀吉さんの入院の付き添いや介護もあって、花を眺める時間もありませんでした。枯れた花や雑草で、すっかり寂しい庭になってしまいました。

それでも鶴代さんは幸せを感じています。夫の介護で心身ともに疲れ、将来を思っては苦しい日々。いまでは夫の介護にも慣れ、介護サービスを利用することで、この生活を続ける目もつきました。介護保険制度に随分助けられているなあ、と鶴代さんは思います。

亀吉さんは、家でテレビを見ています。体調はその後変わりなく、主治医からは病状を考えた食事に気を配っていれば、心配することはないだろうと説明してくれました。

いま、鶴代さんはある計画を持っています。娘さんにもなるべく負担を掛けない、この住み慣れた登別で暮らしたい。一日でも長く自立した生活を続けたい。

午後から、鶴代さんは市の介護保険室の窓口に行き、住宅改修費の支給のサービス(8・9ページの【介護保険のサービス一覧】)のその他のサービスの項(参照)について説明を受けてく

介護保険指定居宅 支援事業所一覧	登別ケアプラン相談センター 片倉町6-9-1しんた21内 (☎02221)	登別市指定居宅介護支援事業所 中央町6-11 (☎05720)
	医療法人三樹園会登別中央病院 指定居宅介護支援事業所 青葉町34-9 (☎01000)	登別厚生年金指定居宅介護支援事業所 登別温泉町133 (☎02165)
	株式会社ジャパンケアサービス 居宅介護支援事業所ハッピー登別 幌別町1-15-2 (☎03306)	登別市社会福祉協議会 介護サービス相談センター 片倉町6-9-1 (☎0860)
	特定非営利活動法人いぶりたすけ愛・優サービス(ケアプラン) 新川町3-7-19 (☎02626)	緑風園居宅介護支援事業所 中登別町253-7 (☎03035)
	医療法人社団千寿会指定居宅介護支援事業所三愛 中登別町24-12 (☎01111)	皆川病院基準該当居宅介護支援事業所 中央町3-20-5 (☎01111)

※紙面の都合により市内の事業所を掲載しています。市外の事業所については、介護保険室へお問い合わせください。